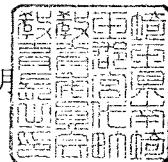




宮教推発第438号
令和元年7月17日

宮代町立小中学校の適正配置及び
通学区域の編成等に関する審議会会長 様

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明



宮代町立小中学校の適正配置等について（諮問）

標記の件について、下記のとおり理由を付して諮問します。

記

1 濟問事項

（1）宮代町立小中学校の適正配置計画等の検証

宮代町立小中学校適正配置計画（平成28年3月）及び宮代町立小中学校の適正配置に関する基本方針（平成27年8月）（以下「配置計画等」という。）に対する検証について

（2）学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえた今後のあり方

学校教育に関する新たな制度や住民ニーズを踏まえて、町立小中学校の適正配置等の取組を進めるうえでの留意点について

2 濟問理由

宮代町（以下「町」という。）では、平成23年11月に宮代町公共施設マネージメント会議が中心に取りまとめた、公共施設マネージメント計画を踏まえ、少子化による児童生徒数の減少と校舎の老朽化、将来への建替え需要への備えとして、町立小中学校を適正な規模へ転換し、施設機能の向上を図るための取組を進めてきました。

宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成25年6月に、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会を設置し、小中学校の適正規模、多機能化の可能性等の3つの観点について諮問しました。8回の議論を経て翌年12月に審議会答申が取りまとめられ、この答申の考え方を踏まえ、町及び教育委員会において、配置計画等を策定しました。

配置計画等では、将来的に小学校を3校、中学校を1校とすること、また、学校施設の新設又は大規模改修に合わせた、学校施設機能の高機能化を進めることを位置づけ、保護者や地域住民に対して丁寧に説明しながら計画的な取組を進めていくこととしました。

しかし、平成28年12月に「小中学校の統廃合について慎重な取り組みを求める請願署名」が町議会において採択されました。町及び教育委員会は、このことを重く受け止め、適正配置計画等の取組について一度立ち止まり、改めて検証することとしたところです。

他方、平成28年4月には、学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）の改正により、小学校過程から中学校過程の9年間を一貫して行う「義務教育学校」が制度化されるなど、学校教育を取り巻く状況も日々変化しています。

加えて、学校施設の劣化も進展しつつあります。迫りくる施設更新にどう対応していくのかという点から考えても、町立小中学校の適正配置等について検討するために残された時間は多くありません。

このような状況を踏まえ、上記事項について、諮問を行うこととしたものです。